

電子取引データの保存制度の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

経済社会のデジタル化に伴い、企業間の電子取引データのやり取りは増加している。当該電子取引データのやり取りを一定の要件を満たしたシステムを利用して行う場合には、データそのものの信頼性が確保されることから、税務の観点からもシステム利用を促進させたい狙いがある。

2.内容

国税庁長官が定める基準を満たしたシステムを利用(授受及び保存)し、届出書の提出等の一定の要件を満たすデータを「特定電磁的記録」と位置づけ、重加算税の加重措置(データ改ざん等の不正が生じた場合、通常为重加算税に、本税の10%に相当する金額を重課する措置)の対象から除外する。

3.適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

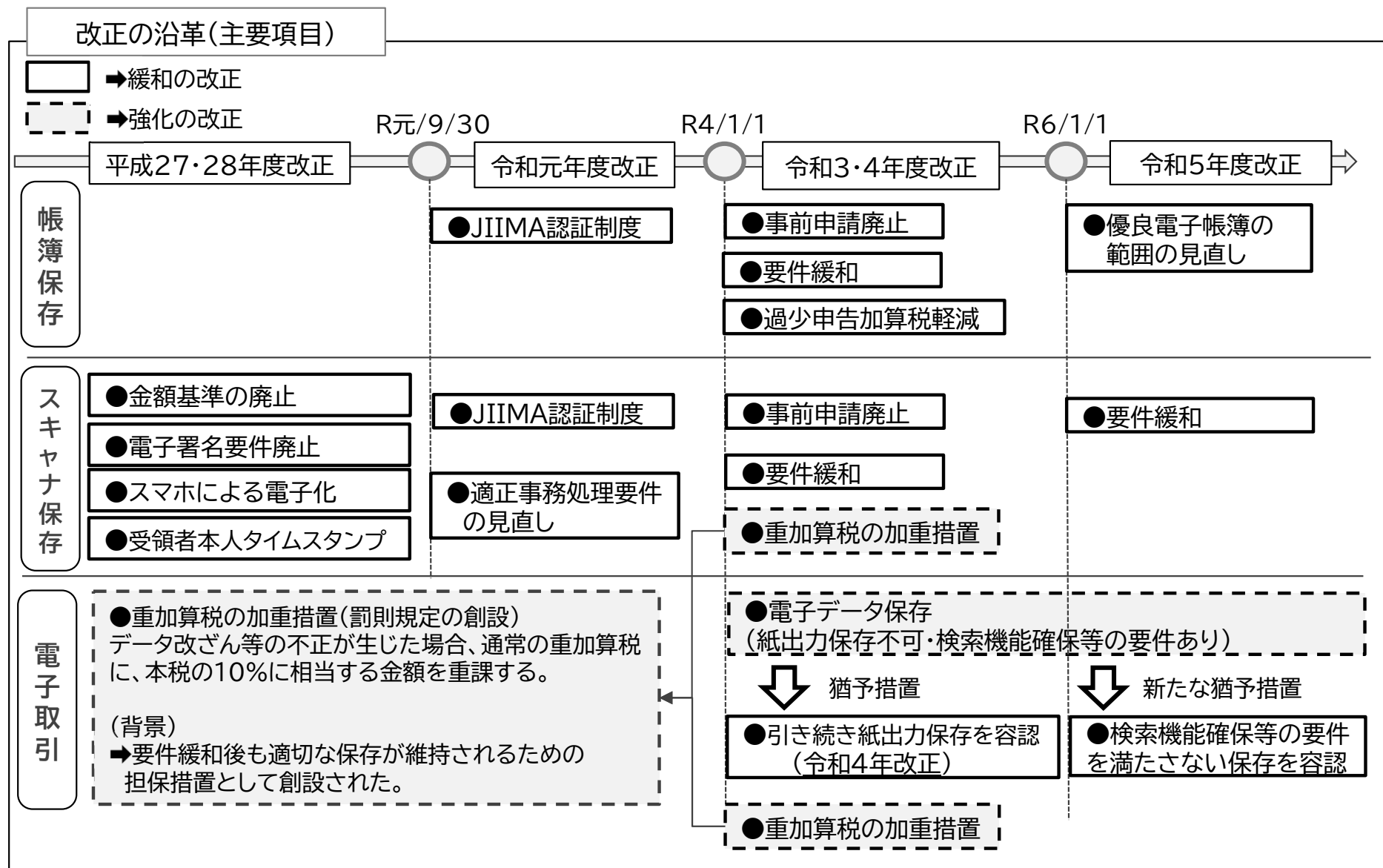
4.実務のポイント

システムを選定する際、国税庁長官が定める基準を満たしたシステムとの連携を加味したうえで、検討を行うことも必要となる。

要件を充足するためには、税務署等に届出書を提出することも要件となるため、顧問税理士と連携して対応することが求められる。

1. 改正の趣旨・背景

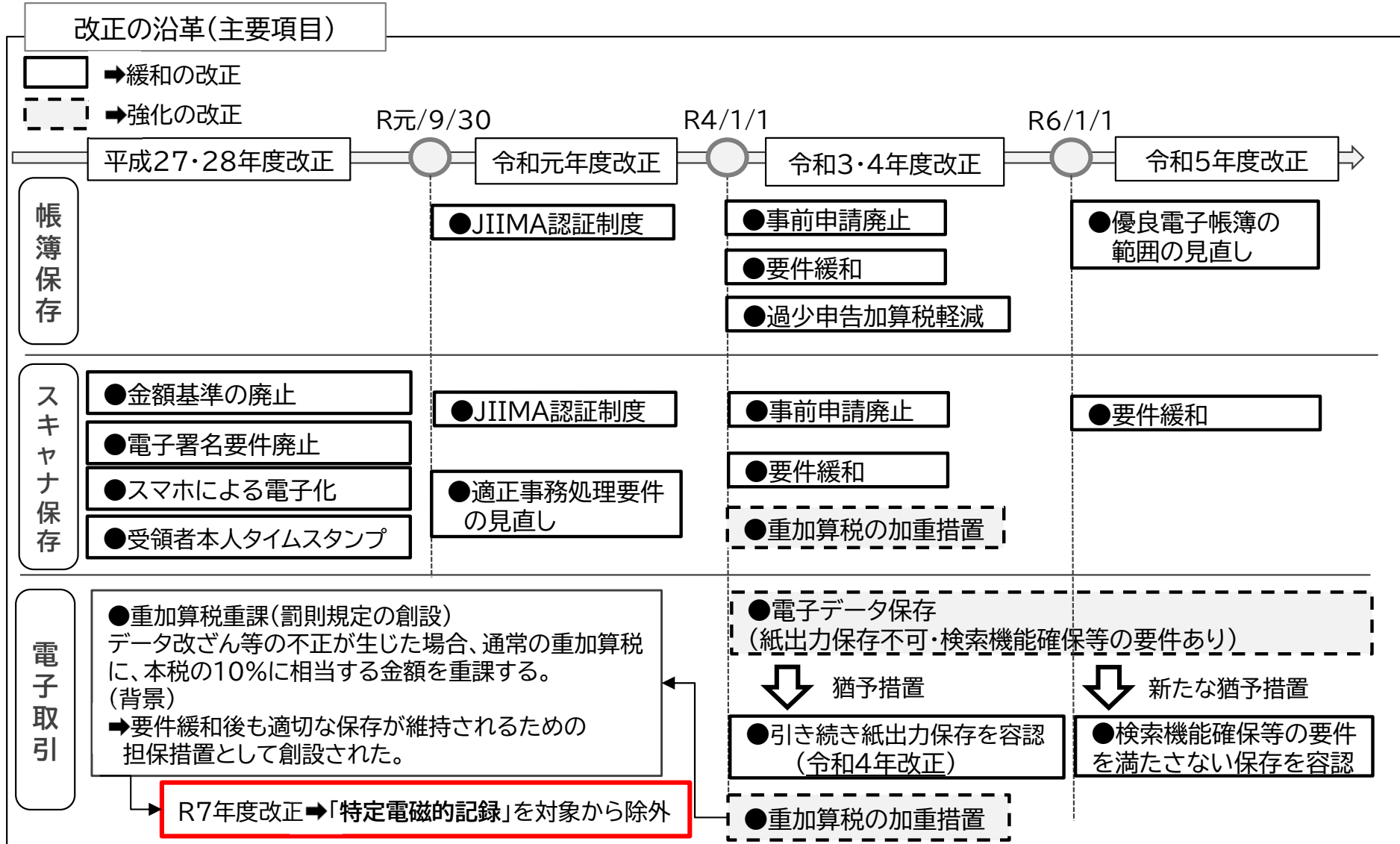
【これまでの改正の変遷】



2. 改正の内容

【改正の内容】

重加算税の加重措置の対象から信頼性の高いデータである「特定電磁的記録」を除外する。本改正は、信頼性の高いデータの利用の促進を図ることを目的として行われる。



2. 改正の内容

【特定電磁的記録の要件】

特定電磁的記録の要件は下記の通りである。

要件	概要
① クラウド利用	電子取引データについて、訂正・削除を行った場合の事実内容を確認できる 特定電子計算機処理システム を使用してその電子データの授受及び保存を行うこと
② 帳簿(元帳等)との連携	電子取引データを訂正・削除を行った上で、国税関係帳簿に記録した場合には、その訂正・削除を行った事実内容を確認できる 特定電子計算機処理システム を使用してその電子データの授受及び保存を行うこと
③ 相互関連性の確保	電子取引データとその取引に関連する帳簿との間において、相互にその関連性を確認できること
④ 届出書の提出	①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引データの授受及び保存を行ったことが確認でき、あらかじめ届出書を提出していること

【特定電子計算機処理システム】

「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。なお、「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電子データを上記の①～④の要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

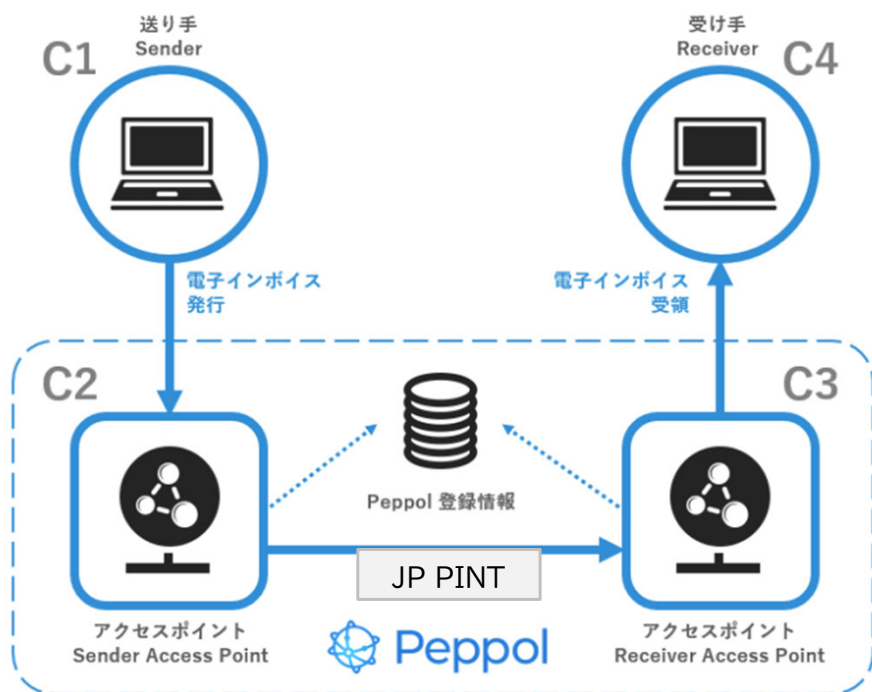
システム	概要
JP PINT (Peppol) ※日本におけるデジタルインボイスの標準仕様	仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電子データの仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電子データ
ZEDI ※全銀EDIシステム	金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電子データ

2. 改正の内容

特定電子計算機処理システムのデータ連携のイメージは下記の通りである。

【JP PINT】

Peppolとは、ユーザー(売り手(C1))が、自らのアクセスポイント(C2)を通じ、Peppolネットワークに接続し、買い手のアクセスポイント(C3)にインボイスデータを送信し、それが買い手(C4)に届くという仕組みである。また、売り手のアクセスポイント(C2)と買い手のアクセスポイント(C3)との間でやり取りされるデジタルインボイスの標準仕様を「JP PINT」という。

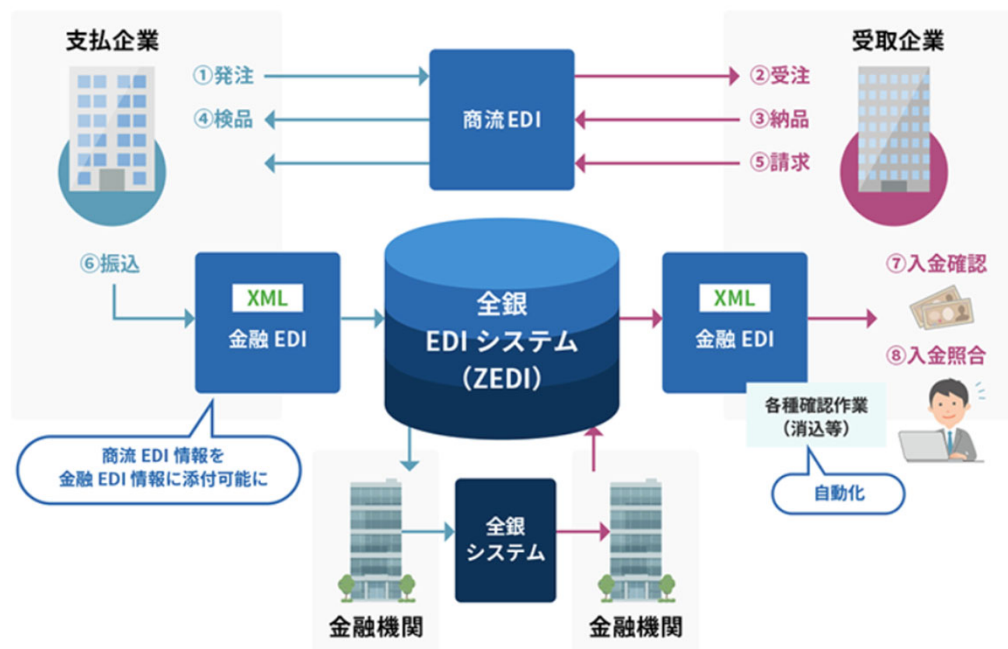


出典: デジタルインボイス推進協議会

【ZEDI】

全銀EDIシステムの通称である。

ZEDIを利用することで、商取引に関する情報(支払通知番号や請求書番号などの情報)をXML形式で、添付することが可能となるため、例えば、受取企業側での売掛金の消込作業が効率化されるなど、事務負担の軽減が期待される。



出典: 全国銀行資金決済ネットワーク

3. 適用時期

【適用時期】

2027(令和9)年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

4. 実務のポイント

【システム選定】

民間のシステム会社は、従来より「JP PINT」または「ZEDI」とのシステム連携を模索しており、本改正によって更に強化されることが予想される。

今後のシステム選定に関しては、「JP PINT」または「ZEDI」との連携の有無も評価のポイントになる可能性がある。

【税務当局への届出】

本改正による優遇を受けるためには、あらかじめ特定電磁的記録について届出書を提出する必要があるため、届出書の提出時期や期限を確認したうえで、顧問税理士等と連携して対応する必要がある